

馬主登錄審查基準

1992年7月	設定	2015年7月	改正
2001年6月	改正	2017年6月	改正
2002年4月	改正	2018年10月	改正
2003年10月	改正	2019年11月	改正
2005年11月	改正	2023年1月	改正
2007年9月	改正	2025年2月	改正
2009年4月	改正	2025年6月	改正
2012年9月	改正		
2014年6月	改正		
2015年5月	改正		

目 次

第1. 個人馬主登録
第2. 法人馬主登録
第3. 軽種馬生産者個人馬主登録
第4. 軽種馬生産者法人馬主登録
第5. 組合馬主登録
第6. クラブ法人馬主登録
第7. 個人馬主登録（本邦外居住者）
別表1. 馬主登録審査基準に係る資産の範囲

第1. 個人馬主登録

1. 競馬の公正確保上、馬主として適格でないと認める基準

(1)	暴力団関係	<p>① 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)第1条各号に掲げる違法な行為を集団的・常習的に行うと認められる団体に属している者をいう。)</p> <p>② 上記①の暴力団員と親交があると認められる者、又は過去に親交があつたと認められ競馬の公正を害するおそれがあると認められる者</p>
(2)	犯罪関係	<p>① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げる罪その他罪を犯して罰金の刑に処せられた者であつて、競馬の公正を害するおそれがあると認められる者</p> <p>② 上記①に規定する罪を犯した容疑により起訴されている者又は逮捕されて処分未決定である者であつて、競馬の公正を害するおそれがあると認められる者</p>
(3)	所得・資産関係	所得・資産の状況からみて、競走馬を継続的に調教師に預託することが困難であると認められる者（今後も継続的に得られることが見込まれる年間所得の額が2,000万円以上かつ資産の額が1億円以上の者は、上記に該当しない者として扱う。）
(4)	その他	<p>① 拘禁刑以上の刑に処せられた者※と同一戸籍にある者又は生計を一にする者であつて、競馬の公正を害するおそれがあると認められる者</p> <p>② 競馬関与禁・停止処分を受けている者又は上記①若しくは②に該当する者と同一戸籍にある者又は生計を一にする者</p> <p>③ 申請者の経歴、経済事情その他から名義貸しのおそれがあると判断される者</p> <p>④ 申請の日以前1年間において、中央競馬の調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員に該当した者</p> <p>⑤ 中央競馬の調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員（申請の日以前1年間において、これらに該当した者を含む。）と同一戸籍にある者又は生計を一にする者であつて、競馬について相当の影響力があり、競馬の公正を害するおそれがあると認められる者</p> <p>⑥ 地方競馬の調教師、騎手、騎手候補者又は厩務員（申請の日以前1年間において、これらに該当した者を含む。）</p> <p>⑦ 申請の日以前1年間において、日本中央競馬会の役員又は職員に該当した者</p> <p>⑧ 20歳未満の者</p> <p>⑨ 法人馬主代表者（日本中央競馬会競馬施行規程第4条第2項第3号に規定する代表者をいう。以下同じ。）又は組合馬主の組合員（日本中央競馬会競馬施行規程第4条第3項第3号に規定する組合員をいう。以下同</p>

		<p>じ。) と重複することとなる者</p> <p>⑩ ブックメーカー・インターネット賭事業者など、本会の主催する競馬を賭けの対象とする可能性のある事業を運営又は従事する者又はこうした業者と業務上の関連を有する者</p> <p>⑪ 限定した会員に有料で競馬予想情報を提供する事業（いわゆる「会員制競馬予想業」）を運営又は従事する者又はこうした業者と業務上の関連を有する者</p> <p>⑫ 規範意識や遵法精神に欠ける行動を頻繁に行うなど、馬主として登録することが適当でないと認められる者</p> <p>⑬ その他競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者</p>
--	--	--

※刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定により禁錮以上の刑に処せられた者を含む。

2. その他審査上の事項等

(1)	所得額の算定	<p>① 第 1 の 1 の (3) に掲げる所得の額（以下「所得額」という。）は、税法上の所得金額から一時的な所得に係るもの除去した額をいう。</p> <p>② 所得額の確認については、納税上の確定申告書又は給与所得の源泉徴収票をもって行うものとする。</p> <p>なお、記載された額は、税務署長又は市区町村長の発行する所得証明書と照合するものとする。</p> <p>③ 所得については、過去 2 カ年分のものを考慮する。</p>
(2)	資産額の算定	<p>① 第 1 の 1 の (3) に掲げる資産の額は、資産総額から負債総額を差し引いた額をいう。</p> <p>② 馬主登録審査基準に係る資産の範囲については、別表 1 のとおりとする。</p> <p>③ 資産及び負債に該当する費目の内容については、納税上の確定申告書の添付書類である「財産及び債務の明細書」の提出義務のある者については、この明細書の内容と照合するものとする。</p>
(3)	相続馬限定馬主登録に関連する審査	登録馬主の死亡により、その相続人から、故人名義の競走馬のみを出走させるための馬主登録（相続馬限定馬主登録）の申請があった場合、登録の適否について、この基準により審査するものとする。ただし、第 1 の 1 の (3) に掲げる事項については問わない。
(4)	法人馬主代表者が個人馬主となる場合の審査	既に馬主登録されている法人の代表者から、個人馬主登録の申請があった場合、第 1 の 1 の (3) に掲げる事項については問わない。

第2. 法人馬主登録

1. 競馬の公正確保上、馬主として適格でないと認める基準

(1)	役員	法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）が第1の1の(1)、(2)又は(4)（⑨を除く。）に該当する場合
(2)	法人代表者	<ul style="list-style-type: none">① 法人代表者が当該法人における代表権を持つ役員1人に限定されていない場合② 法人代表者がその所得・資産につき第1の1の(3)に該当する者である場合③ 法人代表者の当該法人への出資の額が払込済資本金又は出資の総額の50%未満である場合④ 法人代表者が中央競馬の個人馬主又は組合馬主の組合員と重複し、又は複数の法人馬主代表者の地位を兼務することとなる場合
(3)	事業目的	法人の事業目的のうちに競馬（馬主）に関係する項目がない場合
(4)	財務内容	<ul style="list-style-type: none">① 払込済資本金又は出資の額が1,000万円未満の場合② 当該法人の過去2カ年の決算が赤字の場合（申請法人が設立後間もない等の事情により、この把握が困難な場合を除く。）
(5)	その他	申請法人に対し、日本中央競馬会競馬施行規程第7条（第10号を除く。）又は、第1の1の(1)、(2)、若しくは(4)（⑨を除く。）に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する場合（日本中央競馬会競馬施行規程第7条第14号又は、第2の1の(1)に該当する法人が、申請法人の事業活動に支配的な影響力を有する場合を含む。）

2. その他審査上の事項等

(1)	新設法人の審査	申請法人が設立後間もない場合は、当該法人の設立趣意書、事業計画等を中心に審査するものとする。
(2)	法人馬主代表者の変更	法人馬主代表者を変更する場合には、この基準の規定による審査の手続きを経ることを要するものとする。ただし新たに法人馬主代表者となる申請者が、既に個人馬主として登録を受けている場合は第2の1の(2)の②に掲げる事項は問わない。
(3)	法人馬主代表者死亡時の限定期的代表者変更に関する審査	登録法人馬主代表者の死亡により、当該法人から、本会登録馬を所有している時に当該登録馬に限って所有を認められることに限定した代表者変更（限定期的代表者変更）の申請があった場合、その適否につきこの基準により審査するものとする。ただし、第2の1の(2)の②、(4)に掲げる事項は問わない。
(4)	個人馬主が法人馬主代表者となる場合の審査	既に個人馬主として登録を受けている者を代表者とする法人から法人馬主登録の申請があった場合、第2の1の(2)の②に掲げる事項は問わない。

第3. 軽種馬生産者個人馬主登録

1. 競馬の公正確保上、馬主として適格でないと認める基準

(1)	共通事項	申請者が第1の1の(1)、(2)又は(4)に該当する場合
(2)	所得	所得の状況からみて、競走馬を継続的に調教師に預託することが困難であると認められる者 (今後も継続的に得られることが見込まれる年間所得の額が1,100万円以上の者は、上記に該当しない者として扱う。)
(3)	牧場経営規模	① 経営する牧場の規模が北海道では15ha未満、その他の地区では5ha未満の者（賃借している土地は算入するが、その場合には、自己所有分が北海道では7.5ha未満、その他の地区では2.5ha未満の者） ② 繁殖牝馬についてサラ系自己所有馬が6頭未満の者
(4)	軽種馬生産実績	申請者に、直近2カ年以上の生産実績、生産馬の売却等軽種馬生産者として活動していると認められる実績がない場合

2. その他審査上の事項等

(1)	所得額の算定	第1の2の(1)の扱いに準ずる。
(2)	相続馬限定馬主登録に関連する審査	登録馬主の死亡により、その相続人から、故人名義の競走馬のみを出走させるための馬主登録（相続馬限定馬主登録）の申請があった場合、登録の適否について、この基準により審査するものとする。ただし、第3の1の(2)、(3)、(4)に掲げる事項については問わない。
(3)	法人馬主代表者が個人馬主となる場合の審査	既に馬主登録されている軽種馬生産者法人の代表者から、軽種馬生産者個人馬主の登録申請があった場合、第3の1の(2)、(3)、(4)に掲げる事項は問わない。

第4. 軽種馬生産者法人馬主登録

1. 競馬の公正確保上、馬主として適格でないと認める基準

(1)	役員	法人の役員が第1の1の(1)、(2)又は(4)（⑨を除く。）に該当する場合
(2)	法人代表者	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人代表者が当該法人における代表権を持つ役員1人に限定されていない場合 ② 法人代表者がその所得につき第3の1の(2)に該当する者である場合 ③ 法人代表者の当該法人への出資の額が払込済資本金又は出資の総額の50%未満である場合 ④ 法人代表者が中央競馬の個人馬主又は組合馬主の組合員と重複し、又は複数の法人馬主代表者の地位を兼務することとなる場合
(3)	事業目的	法人の事業目的のうちに競馬（馬主）に関係する項目がない場合
(4)	財務内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 払込済資本金又は出資の額が1,000万円未満の場合 ② 当該法人の過去2カ年の決算が赤字の場合
(5)	牧場経営規模	第3の1の(3)の扱いに準ずる。
(6)	軽種馬生産実績	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人代表者が軽種馬生産に従事していない場合 ② 当該法人に、直近2カ年以上の生産実績、生産馬の売却等軽種馬生産法人として活動していると認められる実績がない場合
(7)	その他	申請法人に対し、日本中央競馬会競馬施行規程第7条（第10号を除く。）又は、第1の1の(1)、(2)、若しくは(4)（⑨を除く。）に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する場合（日本中央競馬会競馬施行規程第7条第14号又は、第2の1の(1)に該当する法人が、申請法人の事業活動に支配的な影響力を有する場合を含む。）

2. その他審査上の事項等

(1)	法人馬主代表者の変更	法人馬主代表者を変更する場合には、この基準の規定による審査の手続きを経ることを要するものとする。ただし新たに代表者となる申請者が、既に軽種馬生産者個人馬主として登録を受けている場合は第4の1の(2)の②、(5)、(6)に掲げる事項は問わない。
(2)	法人馬主代表者死亡時の限定的代表者変更に関する審査	登録法人馬主代表者の死亡により、当該法人から、本会登録馬を所有している時に当該登録馬に限って所有を認められることに限定した代表者変更（限定的代表者変更）の申請があった場合、その適否につきこの基準により審査するものとする。ただし、第4の1の(2)の②、(4)、(5)、(6)に掲げる事項は問わない。
(3)	個人馬主が法人馬主代表者となる場合の審査	既に軽種馬生産者個人馬主として登録を受けている者を代表者とする軽種馬生産者法人から申請があった場合、第4の1の(2)の②、(5)、(6)に掲げる事項は問わない。

第5. 組合馬主登録

1. 円滑な組合運営及び競馬の公正確保上、馬主として適格でないと認める基準

(1)	組合員	<p>① 組合員が第1の1の(1)、(2)又は(4)（⑨を除く。）に該当する場合</p> <p>② 組合員が中央競馬の個人馬主又は法人馬主代表者と重複し、又は他の組合馬主の組合員と重複することとなる場合</p> <p>③ 組合員の所得の状況からみて、当該組合が競走馬を継続的に預託することが困難であると認められる場合 (組合員個々の今後も継続的に得られることが見込まれる年間所得の額がいずれも1,000万円以上（組合員が軽種馬生産者と認められる場合には年間所得の額が700万円以上）の場合は、上記に該当しないものとして扱う。)</p>
(2)	組合代表者	組合代表者が当該組合員1人に限定されていない場合
(3)	組合契約	<p>① 組合契約（日本中央競馬会競馬施行規程第5条第3項第1号に規定する組合契約をいう。）を有していない場合</p> <p>② 法人格なき組合である馬主に係る組合契約に定めるべき事項等を定める通達（平成13年日本中央競馬会理事長達第26号）に定める基準に一致していない場合</p> <p>③ 組合財産が1,000万円未満である場合</p>

2. その他審査上の事項等

(1)	組合員個々の所得額の算定	第1の2の(1)の扱いに準ずる。
(2)	組合の審査	申請組合自体の目的、組合契約及び組合財産、組合員個々の所得等について、総合的に審査するものとする。

第6. クラブ法人馬主登録

1. 競馬の公正確保上、馬主として適格でないと認める基準

(1)	役員	法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）が第1の1の(1)、(2)又は(4)（⑨を除く。）に該当する場合
(2)	法人代表者	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人代表者が当該法人における代表権を有する役員1人に限定されていない場合 ② 法人代表者がその所得・資産につき第1の1の(3)に該当する者である場合 ③ 法人代表者の当該法人への出資の額が、当該法人の資本金の額又は出資の総額の50%に相当する額（資本金の額又は出資の総額が2,000万円を超える法人にあっては、1,000万円）未満である場合 ④ 法人代表者が、中央競馬における競馬の施行上必要とされる十分な知識・経験を備えていると認められる者に該当しない場合 ⑤ 法人代表者が中央競馬の個人馬主又は組合馬主の組合員と重複し、又は複数の法人馬主（クラブ法人を含む。）の代表者の地位を兼務することとなる場合
(3)	事業目的及び事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人の事業目的のうちに競馬（馬主）に関係する項目及び競走用馬に係る金融商品取引業（競走用馬投資関連業務）に関する項目がない場合 ② 法人の事業内容が①の事業目的を主とするものでないことが明確である場合
(4)	財務内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人の資本金の額又は出資の総額が、1,000万円（金融商品取引法第29条の4第1項第4号イの規定による公益又は投資家保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める額が1,000万円以上の場合は当該金額）未満の場合 ② 法人の過去2カ年の決算が赤字の場合（当該法人が設立後間もない等の事情により、決算の状況の把握が困難な場合を除く。）
(5)	事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人から提出を受けた募集頭数、競走馬の取得方法、競走馬の預託先、事業執行体制その他本会が必要と認める事項からなる事業計画により、当該法人のクラブ法人としての活動が、競馬の公正かつ円滑な施行及び出資会員保護の上で重大な支障を来たすおそれがあるものと判断される場合 ② 法人から提出を受けた収支見込により、当該法人のクラブ法人としての安定的な経営の継続が困難と判断される場合

(6)	その他	<p>① 申請法人と 1 対 1 の対応関係にある愛馬会法人になろうとする法人が、競馬の公正かつ円滑な施行及び出資会員保護について支障をきたすものであると判断される場合</p> <p>② 申請法人に対し、日本中央競馬会競馬施行規程第 7 条（第 10 号を除く。）又は、第 1 の 1 の(1)、(2)、若しくは(4)（⑨を除く。）に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する場合（日本中央競馬会競馬施行規程第 7 条第 14 号又は、第 2 の 1 の(1)に該当する法人が、申請法人に事業活動に支配的な影響力を有する場合を含む。）</p>
-----	-----	--

2. その他審査上の事項等

(1)	クラブ法人である馬主の代表者の変更	クラブ法人である馬主の代表者を変更する場合には、この基準の規定による審査の手続きを経ることを要するものとする。
(2)	クラブ法人である馬主の代表者死亡時の限定的代表者変更に関する事項	クラブ法人である馬主の代表者死亡により、当該法人から、本会登録馬を所有している時（当該法人と一対の対応関係にある愛馬会法人が既に公に出資募集を行っている馬（以下、「登録予定馬」という）がある場合を含む。）に、当該登録馬及び当該登録予定馬に限って所有することに限定した代表者変更（限定的代表者変更）の申請があった場合、その適否につきこの基準により審査するものとする。ただし、第 2. の 1 の(2)に掲げる事項は問わない。

第7. 個人馬主登録（本邦外居住者）

1. 競馬の公正確保上、馬主として適格でないと認める基準

(1)	共通事項	申請者が第1の1の(1)、(2)又は(4)に該当する場合
(2)	所得・資産関係	<p>所得・資産の状況からみて、競走馬を継続的に調教師に預託することが困難であると認められる者</p> <p>(今後も継続的に得られることが見込まれる所得の額が2,000万円以上かつ資産の額が1億円以上の者は、上記に該当しない者として扱う。なお、為替レートは審査直近のものを使用する。)</p>
(3)	免許または登録を受けている競馬統括機関に関する事項	<p>① 免許または登録を受けている競馬統括機関が権限のある競馬機関（国際競馬統括機関連盟… I F H A【International Federation of Horseracing Authorities】の加盟機関または加盟機関が属する国の馬主登録機関など）であると認められない場合。</p> <p>② 以下に挙げる調査・確認項目について当該競馬統括機関からの回答が不十分である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の馬主登録状況（登録年月日、所有頭数、活動状況など） ・馬主免許または登録を行うに際し、当該競馬統括機関が調査・確認している事項（履歴事項、人物面、経済面など）
(4)	その他	<p>① 海外の権限のある競馬機関のもとで個人馬主または法人馬主代表者等として主体的に活動した実績が1年未満の場合</p> <p>② 海外において調教師、騎手、調教助手、厩務員等を業としている者</p> <p>③ 登録または免許を受けている競馬統括機関の回答内容から馬主として登録することが適当でないと判断される者</p>

2. その他審査上の事項等

(1)	申請時の必要書類	<p>日本中央競馬会競馬施行規程第14条の3に定めるもののほか、馬主登録申請の際に提出を要する証明書その他の書類は以下のものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個人馬主登録申請書（写真を貼付） 2. パスポートの写し 3. 所得税に関する申告書類の写し 4. 所得額を証明する公的書類 5. 預金残高証明書・有価証券所有証明書など申請者自らが所有する資産の額を示す書類 ※金融機関発行の原本に限る 6. 負債の額を示す書類 7. 登記事項証明書、決算報告書など、自身が経営・勤務する法人の業務内容、経営状況を示す書類 8. 日本国内に銀行口座を有する旨の証明書類（審査終了後の提出でも可）
-----	----------	---

		<p>9. その他、本会が提出を要すると認めた書類</p> <p>※日本中央競馬会競馬施行規程に定めるものを含め、書類に不足や不備がある場合には審査の対象としない。(8を除く)</p>
(2)	所得額の算定	<p>所得の算出方法は 収入－経費 とし、一時的な所得に係るものについては、第7の1の(2)に掲げる所得の額から除くこととする。</p> <p>ただし、給与所得の所得額は日本の所得税法第28条の規定に基づき計算する。</p> <p>所得額の確認は確定申告書の写しや公的機関発行の所得証明書等によって行うものとする。</p> <p>所得については、過去2ヵ年分のものを考慮する。</p>
(3)	資産額の算定	<p>① 第7の1の(2)に掲げる資産の額は、資産総額から負債総額を差し引いた額をいう。</p> <p>② 馬主登録審査基準に係る資産の範囲については、別表1のとおりとする。</p> <p>③ 負債の内容については、公的機関発行の証明書や民間調査機関発行の証明書、または申請者の署名がなされた「財産および負債の申告書」(本会様式)により確認する。</p>
(4)	外国要人の取り扱い	<p>多岐にわたる公的書類等の提出を求ること自体が著しく国際的儀礼に反すると考えられる者から馬主登録申請が行われた際には、第7の2の(1)にかかわらず、その他の適切な方法をもって馬主登録拒否事由に該当するか否かを確認することがある。</p> <p>また、免許または登録を受けている競馬統括機関がない者にあっては、日本中央競馬会競馬施行規程第14条の3第2項に定める書類を提出できる場合、第7の1の(3)及び(4)の①に掲げる事項は問わない。</p>
(5)	相続馬限定馬主登録に関連する審査	登録馬主の死亡により、その相続を受けた個人から、故人名義の競走馬のみを出走させるための馬主登録(相続馬限定馬主登録)の申請があった場合、登録の適否について、この基準により審査するものとする。ただし、第7の1の(2)に掲げる事項については問わない。

3. 連絡責任者に関する事項

(1)	欠格事項	<p>① 本邦外居住者である馬主に係る連絡責任者に関する事項を定める通達（平成20年理事長達第45号）第4条第14号に定める連絡責任者の欠格要件は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 日本語に堪能でない者および馬主登録申請者と円滑にコミュニケーションを図ることのできない者2. 日本を不在とするが多い、平常の業務が多忙であるといった理由により、日本における連絡責任者としての機能を果たすことが期待できない者3. 連絡責任者として馬主に係る事務を代行することについて、当事者間で有効な取り決めが行われていないと判断された場合（必ず記載を要する事項・・・馬主・連絡責任者双方の署名、代行を委託する事務の内容・期間、双方が遵守すべき事項など）4. その他、馬主に係る事務を代行することが困難であると認められる者 <p>② 本邦外居住者である馬主に係る連絡責任者に関する事項を定める通達（平成20年理事長達第45号）第4条第15号に定める連絡責任者の欠格要件は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. ブックメーカーやインターネット賭事業者など、本会の主催する競馬を賭けの対象とする可能性のある事業を運営（又は従事）する者又はこうした業者と業務上の関連を有する者2. 限定した会員に有料で競馬予想情報を提供する事業（いわゆる「会員制競馬予想業」）を運営（又は従事）する者又はこうした業者と業務上の関連を有する者3. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げる違法な行為を集団的・常習的に行うと認められる団体に属している者をいう。）との交友を窺わせる具体的な事実が判明したとき。4. 規範意識や遵法精神に欠ける行動を頻繁に行うなど、連絡責任者として承認することが適当でないと認められる者5. その他、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者
-----	------	---

(2)	その他	<p>本邦外居住者である馬主に係る連絡責任者に関する事項を定める通達（平成20年理事長達第45号）第7条第3号に定める「理事長が特に認めた場合」は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 現に連絡責任者として承認を受け、馬主（馬主登録申請者を除く。）に係る事務を行っている者が他の馬主（馬主登録申請者を含む。以下本項(2)において同じ。）の連絡責任者となることについて、事務遂行上効率的であることが明らかであり、かつ当該連絡責任者が担当する馬主間で利益相反するおそれがないと認められる場合2. 本邦外居住馬主の連絡責任者が死亡その他の理由により不在となつた際、他の馬主の連絡責任者が暫定的に当該馬主に係る事務を行うこととなった場合3. その他、1人の連絡責任者が複数の馬主に係る事務を行うことについてやむを得ないと判断された場合
-----	-----	---

別表 1

馬主登録審査基準に係る資産の範囲

資産要件に係る「資産」の範囲は、自己名義の所有資産であって次に該当するものとする。

- ① 日本国内所在の土地、家屋及び借地権
- ② 預貯金
- ③ 金銭信託及び貸付信託
- ④ 国債、地方債、金融債及び社債
- ⑤ 公社債投資信託及び株式投資信託
- ⑥ 上場株式
- ⑦ 日本国内に所在する株式未公開会社の株式又は出資持分

なお、②～⑥については証明書発行金融機関が評価額も併せて証明しているなど、事務局が時価を確認できる場合に限る。